

鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、都市部等に在住する企業人材を対象とした本県ならではの環境や人材を生かしたワーケーションプログラムを造成する民間企業・団体等を支援することで、都市部等からの新たな人の流れを創出し、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大を図ることを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「ワーケーションプログラム」とは、本県ならではの環境や人材を生かした以下のワーケーション事業のことをいう。

- (1) 普通の職場と異なる場所で特別な体験と学びを提供する企業研修
- (2) 本県のワーケーション拠点施設を活用したチーム合宿型事業
- (3) 県外ビジネス人材と県内企業・NPO団体等が連携し新たなビジネス創出や地域課題解決に取り組む事業
- (4) ワーケーションモニターツアーや実証実験
- (5) その他知事が必要と認めた事業

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表第5欄に定める額を上限とする。
- 3 本補助金は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に交付するものとする。
 - (1) 補助事業完了後、1年以内に本補助金で造成したワーケーションプログラムを実施すること。
 - (2) 補助事業完了後1年間は、事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書を提出しなければならないこと。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として事業実施する20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入

控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第4条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な 変更
都市部等に在住する企業人材を対象とした本県ならではの環境や人材を生かした3泊4日以上のワーケーションプログラムの開発及びPRツール製作	民間企業、団体等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあること）	補助事業の実施に要する経費のうち、本県に訪問するための旅費交通費、県内宿泊費、県内移動費	1 / 2	600千円	(1)補助金の増額 (2)事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

※次の補助事業及び事業実施主体は対象外

- ・ 宗教的又は政治的意図を有する事業
- ・ 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業
- ・ 国又は県から他の助成金等の交付を受けている事業
- ・ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等
- ・ 実体のない団体等

様式第2号（第5条、第8条関係）

鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金 収支予算（決算）書

1 収入 (単位：円)

区 分	予算額 (又は決算額)	積 算	備 考
本補助金			
合 計			

2 支出 (単位：円)

科目	予算額 (又は決算額)	積 算	備 考
合 計			

年 月 日

様

鳥取県知事



鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、事業計画書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

事業実施主体 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金について、鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。